

秋 田 市 公 報

あきた

第1188号

令和5年11月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

条例

秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例	議会事務局総務課（第40号）	4
------------------------	----------------	---

議会訓令

秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程	議会事務局総務課（第2号）	6
----------------------------	---------------	---

告示

公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について	南部市民サービスセンター（第250号）	11
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第251号）	12
令和5年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について	総務課（第252号）	14
令和5年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について	総務課（第253号）	36
指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第254号）	74
指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課（第255号）	75
字の区域の変更について	農地森林整備課（第256号）	76
字の区域の変更について	農地森林整備課（第257号）	79
令和5年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について	総務課（第258号）	80
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和5年 賦課年度令和4年）の公示送達について	国保年金課（第259号）	148
令和5年度第1期および第2期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第260号）	149
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第261号）	150

令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第262号）	151
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書の公示送達について	市民税課（第263号）	152
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消しについて	防災安全対策課（第264号）	153
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について	防災安全対策課（第265号）	154
災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消しについて	防災安全対策課（第266号）	155
災害対策基本法に基づく指定避難所の指定について	防災安全対策課（第267号）	156
指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第268号）	157
身体障害者福祉法による医師の指定について	障がい福祉課（第269号）	158
差押調書(謄本)および配当計算書の公示送達について	納税課（第270号）	159

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第18号）	160
秋田市立小、中学校通学区域の一部改正について	教育委員会学事課（第19号）	161

選管告示

令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出について	選挙管理委員会事務局（第36号）	162
--	------------------	-----

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第12号）	163
----------------	----------------	-----

上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の指定の更新について	上下水道局給排水課（第11号）	164
指定給水装置工事事業者の指定の失効について	上下水道局給排水課（第12号）	167

公告

市有地の売払いについて	財産管理活用課	169
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について	商工貿易振興課	172
経営管理権集積計画の縦覧について	農地森林整備課	175
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	176

許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	177
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	178
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	179
都市計画事業の図書の写しの縦覧について	道路建設課	182

秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例をここに公布する。

令和5年10月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、議員が本市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正および事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における本市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告の訂正をする必要があるときは、議長に対し、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成および公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存および閲覧等)

第4条 第2条第1項の規定による報告および同条第2項の規定による訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告および訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

秋田市議会訓令第2号

秋田市議会事務局

秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年10月10日

秋田市議会議長 菅原琢哉

秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例(令和5年秋田市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書(第1号様式)により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届(第2号様式)により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧(以下この条および第6条において「閲覧」という。)は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日から、議会事務局において、執務時間中に行うことができる。

- 2 閲覧に係る報告および訂正は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 3 閲覧に係る報告および訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 4 議長は、前各項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(第3号様式)により行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

- 2 前項の費用の額は、複写機による写し(日本産業規格A列3番以下で単色(黒)刷りで複写したものに限る。)の片面1枚につき10円とする。
- 3 第1項の規定により負担しなければならない費用の額は、条例第4条第2項の規定による写しの交付の際に徴収する。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、秋田市の休日(平成元年秋田市条例第32号)第1条に規定する休日(次項において「休日」という。)に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日にあたるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第1号 請負状況等報告書（第2条第1項関係）

年 月 日

（宛先）秋田市議会議長

秋田市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額(円) (単価契約である場合はその旨)	昨年度(会計年度)に支払を受けた額(円)

支払を受けた総額	円
----------	---

(注)契約金額および支払を受けた額は消費税および地方消費税込みの額を記入

様式第2号 訂正届（第2条第2項関係）

年 月 日

（宛先）秋田市議会議長

秋田市議会議員 _____

訂正届

秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第3号 複写申込書（第5条関係）

年 月 日

（宛先）秋田市議会議長

氏名 _____

住所又は居所

〒

TEL _____ (_____) _____

複写申込書

秋田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

秋田市告示第250号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和5年10月3日

秋田市長 穂 積 志

1 施設名

秋田市上北手地区コミュニティセンター

2 指定管理者

上北手地区コミュニティセンター管理運営委員会

3 変更があった事項およびその内容

所在地

変更前 秋田市上北手猿田字四ツ小屋29番地1

変更後 秋田市上北手猿田字苗代沢37番地1

4 変更年月日

令和5年10月2日

5 変更理由

秋田市上北手地区コミュニティセンターの移転による。

秋田市告示第251号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和5年10月3日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 19台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和5年9月2日から同月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和5年10月3日から令和6年4月3日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第252号

令和5年9月28日の「令和5年9月秋田市議会定例会」において議決を
経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年10月4日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100,329千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151,669,876千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	22,547,541	433,717	22,981,258
	1 地方交付税	22,547,541	433,717	22,981,258
16	国庫支出金	29,160,800	153,340	29,314,140
	2 国庫補助金	8,309,680	153,340	8,463,020
17	県支出金	11,775,601	34,063	11,809,664
	2 県補助金	3,253,085	34,063	3,287,148
19	寄附金	648,343	46,609	694,952
	1 寄附金	648,343	46,609	694,952
20	繰入金	5,949,151	△55,500	5,893,651
	2 基金繰入金	5,688,222	△55,500	5,632,722
23	市債	13,558,400	△511,900	13,046,500
	1 市債	13,558,400	△511,900	13,046,500
	歳 入 合 計	151,569,547	100,329	151,669,876

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	13,819,626	181,566	14,001,192
	1 総務管理費	11,935,202	181,566	12,116,768
3	民生費	57,925,663	187,934	58,113,597
	1 社会福祉費	27,519,544	97,205	27,616,749
	5 災害救助費	1,576,160	90,729	1,666,889
4	衛生費	16,514,942	61,905	16,576,847
	2 保健所費	4,690,204	61,905	4,752,109
5	労働費	607,676	3,061	610,737
	1 労働諸費	607,676	3,061	610,737
6	農林水産業費	2,986,814	135,270	3,122,084
	1 農業費	2,120,805	134,022	2,254,827
	3 林業費	419,054	1,248	420,302
7	商工費	9,136,900	60,592	9,197,492
	1 商工費	9,136,900	60,592	9,197,492
8	土木費	16,521,979	33,124	16,555,103
	3 河川費	2,327,677	1,920	2,329,597
	5 都市計画費	4,589,982	31,204	4,621,186
10	教育費	14,320,784	△568,723	13,752,061
	6 社会教育費	3,138,901	△568,723	2,570,178
11	災害復旧費	1,500,664	5,600	1,506,264
	1 農林水産施設災害復旧費	471,792	5,600	477,392
	歳 出 合 計	151,569,547	100,329	151,669,876

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	6 社会教育費	佐竹史料館改築事業（改築工事等分）	千円 2,409,133	令和5年度	千円 688,388	千円 2,638,042	令和5年度	千円 119,665
				令和6年度	1,720,745		令和6年度	2,005,670
							令和7年度	512,707

第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
冬みち安全安心対策除雪強化事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 118,800
小学校給食調理業務委託経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	39,791
中学校給食調理業務委託経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	16,212

第4表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
社会教育費	千円 1,195,200	千円 △ 511,900	千円 683,300			
計	13,558,400	△ 511,900	13,046,500			

令和5年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,218千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,348,477千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		千円 7,296	千円 34,218	千円 41,514
	1 繰越金	7,296	34,218	41,514
歳入合計		31,314,259	34,218	31,348,477

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
7 諸支出金		7,351	34,218	41,569
	1 償還金及び還付加算金	7,351	34,218	41,569
	歳 出 合 計	31,314,259	34,218	31,348,477

令和5年度秋田市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度秋田市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 令和5年度秋田市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,699,778千円」を「3,747,978千円」に、建設改良積立金「121,934千円」を「124,834千円」に、過年度分損益勘定留保資金「3,328,472千円」を「3,373,772千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	3,456,677千円	71,400千円	3,528,077千円
第1項 企業債	2,763,000千円	71,400千円	2,834,400千円
	支	出	
第1款 資本的支出	7,156,455千円	119,600千円	7,276,055千円
第1項 建設改良費	5,698,189千円	119,600千円	5,817,789千円

（継 続 費）

第3条 継続費の総額及び年割額を次のとおり変更する。

（変 更 前）

款 項	事業名	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支 出	1 建設 改良費	1,613,000千円	令和3年度	241,000千円
	手形水 送管 整備工事		令和4年度	593,000千円
			令和5年度	779,000千円

1 資本的支出	1 建設改良費	仁井田 浄水場 等整備事業	27,250,000千円	令和3年度	一千円
				令和4年度	55,000千円
				令和5年度	354,000千円
				令和6年度	5,886,000千円
				令和7年度	10,123,000千円
				令和8年度	8,878,000千円
				令和9年度	1,954,000千円

(変更後)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	手形山 送水 整備工事	1,703,600千円	令和3年度	241,000千円
				令和4年度	593,000千円
				令和5年度	869,600千円
1 資本的支出	1 建設改良費	仁井田 浄水場 等整備事業	29,180,000千円	令和3年度	一千円
				令和4年度	55,000千円
				令和5年度	383,000千円
				令和6年度	6,303,000千円
				令和7年度	10,840,000千円
				令和8年度	9,507,000千円
				令和9年度	2,092,000千円

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた限度額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
限度額	2,763,000千円	71,400千円	2,834,400千円
(利益剰余金の処分)			

第5条 予算第12条中当年度未処分利益剰余金「68,798千円」を「0千円」に改め、処分額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 利益積立金	68,798千円	△68,798千円	0千円

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,485,130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ154,155,006千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の補正は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	22,981,258	411,959	23,393,217
	1 地方交付税	22,981,258	411,959	23,393,217
16	国庫支出金	29,314,140	420,139	29,734,279
	2 国庫補助金	8,463,020	420,139	8,883,159
17	県支出金	11,809,664	1,095,132	12,904,796
	2 県補助金	3,287,148	1,095,132	4,382,280
23	市債	13,046,500	557,900	13,604,400
	1 市債	13,046,500	557,900	13,604,400
	歳入合計	151,669,876	2,485,130	154,155,006

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	14,001,192	2,244	14,003,436
	1 総務管理費	12,116,768	2,244	12,119,012
3	民生費	58,113,597	374,699	58,488,296
	1 社会福祉費	27,616,749	232,894	27,849,643
	2 児童福祉費	19,633,903	141,805	19,775,708
4	衛生費	16,576,847	439,447	17,016,294
	1 環境衛生費	856,113	1,760	857,873
	2 保健所費	4,752,109	66,000	4,818,109
	3 清掃費	8,459,881	371,687	8,831,568
6	農林水産業費	3,122,084	148,412	3,270,496
	1 農業費	2,254,827	102,912	2,357,739
	3 林業費	420,302	45,500	465,802
7	商工費	9,197,492	125,186	9,322,678
	1 商工費	9,197,492	125,186	9,322,678
10	教育費	13,752,061	8,785	13,760,846
	6 社会教育費	2,570,178	8,785	2,578,963
11	災害復旧費	1,506,264	1,386,357	2,892,621
	1 農林水産施設災害復旧費	477,392	1,382,235	1,859,627
	3 教育施設災害復旧費	242,401	2,087	244,488
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	0	2,035	2,035
歳 出 合 計		151,669,876	2,485,130	154,155,006

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
農業経営等復旧・再開支援対策事業	令和5年度 ┆ 令和6年度	千円 32,599
水害復旧支援資金利子等助成事業 (農業・漁業経営フォローアップ資金)	令和5年度 ┆ 令和15年度	5,830
消防団特殊車両整備経費	令和5年度 ┆ 令和6年度	52,949

第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
社会福祉費	千円 162,500	千円 53,300	千円 215,800			
児童福祉費	136,900	46,200	183,100			
農林水産施設 災害復旧費		224,100	224,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
その他公共施設・ 公用施設災害復旧費		2,000	2,000			
歳入欠かん等債		232,300	232,300			
計	13,046,500	557,900	13,604,400			

令和5年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）

令和5年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,035千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,181千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 133,189	千円 2,035	千円 135,224
	1 一般会計繰入金	133,189	2,035	135,224
歳 入 合 計		192,146	2,035	194,181

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	災害復旧費	0	2,035	2,035
	1 災害復旧費	0	2,035	2,035
	歳 出 合 計	192,146	2,035	194,181

秋田市告示第253号

令和5年9月28日の「令和5年9月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年10月4日

秋田市長 穂 積 志

令和4年度秋田市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	7,848,247,000	△ 27,885,000	-	7,820,362,000	-
第1項 営業収益	7,164,404,000	△ 1,378,000	-	7,163,026,000	-
第2項 営業外収益	683,841,000	△ 26,775,000	-	657,066,000	-
第3項 特別利益	2,000	268,000	-	270,000	-

支 出

区 分	予 算						
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額
第1款 水道事業費用	7,112,664,000	△ 53,176,000	-	0	-	7,059,488,000	43,272,000
第1項 営業費用	6,752,456,000	△ 32,465,000	-	△ 78,922,000	-	6,641,069,000	43,272,000
第2項 営業外費用	355,308,000	△ 20,711,000	-	78,922,000	-	413,519,000	-
第3項 特別損失	3,100,000	-	-	-	-	3,100,000	-
第4項 予備費	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000	-

水道事業決算報告書

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
継続費通次繰越額に係る財源充当額	合計			
円 -	円 7,820,362,000	円 7,664,531,559	円 △ 155,830,441	
-	7,163,026,000	6,994,994,289	△ 168,031,711	(うち、消費税及び地方消費税相当分 622,277,425円)
-	657,066,000	669,267,770	12,201,770	(" 2,438,251円)
-	270,000	269,500	△ 500	(" 24,500円)

額		決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
継続費通次繰越額	合計		地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合計		
円 9,000,000	円 7,111,760,000	円 6,545,774,182	円 172,000,000	円 -	円 172,000,000	円 393,985,818	
9,000,000	6,693,341,000	6,131,583,604	172,000,000	-	172,000,000	389,757,396	(うち、消費税及び地方消費税相当分 237,935,411円)
-	413,519,000	413,516,972	-	-	-	2,028	
-	3,100,000	673,606	-	-	-	2,426,394	(うち、消費税及び地方消費税相当分 54,953円)
-	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	2,200,777,000 ^円	△ 30,380,000 ^円	2,170,397,000 ^円	184,633,000 ^円
第1項 企業債	1,545,400,000	—	1,545,400,000	152,700,000
第2項 出資金	75,234,000	85,000	75,319,000	—
第3項 補助金	38,666,000	34,000	38,700,000	—
第4項 固定資産売却代金	1,000	301,000	302,000	—
第5項 負担金及び寄附金	541,476,000	△ 30,800,000	510,676,000	31,933,000

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費 繰越額
第1款 資本的支出	5,533,853,000 ^円	△ 15,702,000 ^円	— ^円	5,518,151,000 ^円	575,263,000 ^円	343,944,430 ^円
第1項 建設改良費	4,031,559,000	△ 22,413,000	—	4,009,146,000	575,263,000	343,944,430
第2項 企業債償還金	1,502,294,000	1,611,000	—	1,503,905,000	—	—
第3項 国庫補助金返還金	—	5,100,000	—	5,100,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,793,548,557円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合計			
141,400,000 ^円	2,496,430,000 ^円	1,634,870,258 ^円	△ 861,559,742 ^円	
141,400,000	1,839,500,000	1,188,100,000	△ 651,400,000	翌年度繰越額 547,600,000 ^円
—	75,319,000	75,319,000	0	
—	38,700,000	30,175,000	△ 8,525,000	
—	302,000	302,500	500	{うち、消費税及び地方消費税相当分 27,500 ^円 }
—	542,609,000	340,973,758	△ 201,635,242	{ " 16,921,000 ^円 } 翌年度繰越額 92,375,000 ^円

額	決算額	翌年度繰越額			不用額	備考
		地方公営企業法第26条 の規定による繰越額	継続費通 次繰越額	合計		
6,437,358,430 ^円	4,428,418,815 ^円	634,940,000 ^円	889,000,000 ^円	1,523,940,000 ^円	484,999,615 ^円	
4,928,353,430	2,919,470,425	634,940,000	889,000,000	1,523,940,000	484,943,005	{うち、消費税及び地方消費税相当分 250,539,152 ^円 }
1,503,905,000	1,503,904,709	—	—	—	291	
5,100,000	5,043,681	—	—	—	56,319	

額232,832,888^円及び過年度分損益勘定留保資金2,560,715,669^円で補てんした。

令和4年度秋田市水道事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	円	円	円
1 営業収益			
(1) 給水収益	5,979,755,455		
(2) 受託工事収益	145,964,557		
(3) その他営業収益	246,996,852	6,372,716,864	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,042,073,729		
(2) 配水費	971,711,080		
(3) 給水費	298,690,545		
(4) 受託工事費	165,775,416		
(5) 業務費	454,599,556		
(6) 総係費	319,760,716		
(7) 減価償却費	2,534,446,587		
(8) 資産減耗費	106,590,564	5,893,648,193	
営業利益			479,068,671
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	145,193		
(2) 他会計補助金	17,609,000		
(3) 長期前受金戻入	602,500,834		
(4) 雑収益	46,574,618	666,829,645	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	267,285,941		
(2) 雑支出	1,404,946	268,690,887	398,138,758
経常利益			877,207,429
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	245,000	245,000	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	62,225		
(2) 過年度損益修正損	556,428	618,653	△ 373,653
当年度純利益			876,833,776
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金 変動額			0
当年度未処分利益剰余金			876,833,776

令和4年度秋田市水道

(令和4年4月1日から)

	資本金	剰			
		資 本 剰 余 金			
		受贈財産 評価額	補 助 金	寄 附 金	そ の 他 資本剰余金
前年度末残高	円 23,225,726,494	円 5,068,893,794	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896
前年度処分額	462,086,616	—	—	—	—
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	462,086,616	—	—	—	—
資本金への組入	462,086,616	—	—	—	—
利益積立金の積立	—	—	—	—	—
処分後残高	23,687,813,110	5,068,893,794	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896
当年度変動額	75,319,000	—	—	—	—
他会計繰入金の受入	75,319,000	—	—	—	—
当年度純利益	—	—	—	—	—
当年度末残高	23,763,132,110	5,068,893,794	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896

事業剰余金計算書

令和5年3月31日まで)

余 金					資本合計
利 益 剰 余 金					
資本剰余金 合 計	建設改良 積 立 金	利益積立金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
円 7,678,492,948	円 3,410,433,418	円 —	円 1,611,063,284	円 5,021,496,702	円 35,925,716,144
—	—	1,148,976,668	△ 1,611,063,284	△ 462,086,616	0
—	—	1,148,976,668	△ 1,611,063,284	△ 462,086,616	0
—	—	—	△ 462,086,616	△ 462,086,616	0
—	—	1,148,976,668	△ 1,148,976,668	0	0
7,678,492,948	3,410,433,418	1,148,976,668	(繰越利益剰余金) 0	4,559,410,086	35,925,716,144
—	—	—	876,833,776	876,833,776	952,152,776
—	—	—	—	—	75,319,000
—	—	—	876,833,776	876,833,776	876,833,776
7,678,492,948	3,410,433,418	1,148,976,668	(当年度未処分利益剰余金) 876,833,776	5,436,243,862	36,877,868,920

令和4年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	23,763,132,110 ^円	7,678,492,948 ^円	876,833,776 ^円
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	—	—	△ 876,833,776
利 益 積 立 金	—	—	△ 876,833,776
処 分 後 残 高	23,763,132,110	7,678,492,948	(繰越利益剰余金) 0

令和4年度秋田市水道事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

		資 産 の 部		
		円	円	円
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ	土地		2,032,132,317	
ロ	建物	4,468,784,886		
	減価償却累計額	△ 2,941,782,019	1,527,002,867	
ハ	構築物	103,239,778,343		
	減価償却累計額	△ 49,949,629,967	53,290,148,376	
ニ	機械及び装置	15,042,392,463		
	減価償却累計額	△ 12,880,954,119	2,161,438,344	
ホ	車両運搬具	99,551,300		
	減価償却累計額	△ 73,373,808	26,177,492	
ヘ	工具、器具及び備品	374,187,007		
	減価償却累計額	△ 270,099,239	104,087,768	
ト	リース資産	81,384,333		
	減価償却累計額	△ 10,299,380	71,084,953	
チ	建設仮勘定		483,447,649	
	有形固定資産合計		59,695,519,766	
(2) 無形固定資産				
イ	電話加入権		5,504,600	
ロ	ダム使用権		1,636,367,269	
ハ	専用橋利用権		33,161,165	
ニ	施設利用権		12,789,754	
	無形固定資産合計		1,687,822,788	
(3) 投資その他の資産				
イ	出資金		4,800,000	
	投資その他の資産合計		4,800,000	
	固定資産合計			61,388,142,554
2 流 動 資 産				
(1)	現金・預金		13,050,959,960	
(2)	未収金	940,049,645		
	貸倒引当金	△ 51,336,563	888,713,082	
(3)	貯蔵品		73,250,531	
(4)	前払金		438,740,400	
	流動資産合計			14,451,663,973
	資産合計			75,839,806,527

		負債の部			
		円	円	円	円
3	固定負債				
(1)	企業債				
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	20,871,268,843			
	企業債合計		20,871,268,843		
(2)	リース債務		32,034,406		
(3)	引当金				
イ	退職給付引当金	916,348,777			
ロ	修繕引当金	912,447,517			
	引当金合計		1,828,796,294		
	固定負債合計				22,732,099,543
4	流動負債				
(1)	企業債				
イ	建設改良費等の財源に充てるための企業債	1,458,751,375			
	企業債合計		1,458,751,375		
(2)	リース債務		10,221,332		
(3)	未払金		807,715,432		
(4)	引当金				
イ	賞与引当金	56,653,428			
ロ	法定福利費引当金	11,151,056			
	引当金合計		67,804,484		
(5)	預り金		183,976,162		
(6)	その他流動負債		1,400,000		
	流動負債合計				2,529,868,785
5	繰延収益				
	長期前受金額		18,710,651,734		
	収益化累計額		△ 5,010,682,455		
	繰延収益合計				13,699,969,279
	負債合計				<u>38,961,937,607</u>
		資本の部			
6	資本金				23,763,132,110
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
イ	受贈財産評価額	5,068,893,794			
ロ	補助金	295,420,304			
ハ	寄附金	2,297,129,954			
ニ	その他資本剰余金	17,048,896			
	資本剰余金合計		7,678,492,948		
(2)	利益剰余金				
イ	建設改良積立金	3,410,433,418			
ロ	利益積立金	1,148,976,668			
ハ	当年度未処分利益剰余金	876,833,776			
	利益剰余金合計		5,436,243,862		
	剰余金合計				13,114,736,810
	資本合計				<u>36,877,868,920</u>
	負債資本合計				<u>75,839,806,527</u>

令和4年度秋田市

(1) 収益的收入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 下水道事業収益	10,789,338,000 ^円	△ 81,439,000 ^円	— ^円
第1項 営業収益	7,488,872,000	△ 153,112,000	—
第2項 営業外収益	3,300,464,000	△ 50,147,000	—
第3項 特別利益	2,000	121,820,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 下水道事業費用	10,235,730,000 ^円	△ 168,578,000 ^円	— ^円	— ^円	— ^円	10,067,152,000 ^円
第1項 営業費用	9,408,058,000	△ 76,420,000	—	—	—	9,331,638,000
第2項 営業外費用	823,621,000	△ 92,248,000	—	—	—	731,373,000
第3項 特別損失	1,501,000	90,000	—	—	—	1,591,000
第4項 予備費	2,550,000	—	—	—	—	2,550,000

下水道事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
10,707,899,000 ^円	10,673,560,145 ^円	△ 34,338,855 ^円	
7,335,760,000	7,299,943,731	△ 35,816,269	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 478,384,905円)
3,250,317,000	3,251,734,403	1,417,403	" 226,853円)
121,822,000	121,882,011	60,011	" 441,799円)

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計				
— ^円	10,067,152,000 ^円	9,830,884,859 ^円	58,500,000 ^円	177,767,141 ^円	
—	9,331,638,000	9,168,406,859	58,500,000	104,731,141	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 298,608,081円)
—	731,373,000	662,046,592	—	69,326,408	
—	1,591,000	431,408	—	1,159,592	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 30,975円)
—	2,550,000	—	—	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	6,238,073,000	△ 327,057,000	5,911,016,000	1,831,565,000
第1項 企業債	3,965,900,000	△ 282,000,000	3,683,900,000	1,270,000,000
第2項 出資金	854,832,000	1,740,000	856,572,000	—
第3項 補助金	1,276,400,000	△ 15,534,000	1,260,866,000	525,420,000
第4項 負担金	140,940,000	△ 31,900,000	109,040,000	36,145,000
第5項 固定資産売却代金	1,000	637,000	638,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 資本的支出	10,309,146,000	△ 358,405,000	—	9,950,741,000	1,999,597,000	—
第1項 建設改良費	4,888,653,000	△ 366,594,000	—	4,522,059,000	1,999,597,000	—
第2項 企業債償還金	5,420,493,000	8,189,000	—	5,428,682,000	—	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,094,200,851円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整留保資金1,244,070,345円で補てんした。

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 7,742,581,000	円 5,143,160,382	円 △ 2,599,420,618	
—	4,953,900,000	3,090,400,000	△ 1,863,500,000	翌年度繰越額 1,699,500,000円
—	856,572,000	856,572,000	0	
—	1,786,286,000	1,093,757,833	△ 692,528,167	翌年度繰越額 691,113,000円
—	145,185,000	101,792,549	△ 43,392,451	〃 49,000,000円
—	638,000	638,000	0	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 58,000円

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 11,950,338,000	円 9,237,361,233	円 2,657,575,000	円 1,620,000	円 2,659,195,000	円 53,781,767	
6,521,656,000	3,808,681,458	2,657,575,000	1,620,000	2,659,195,000	53,779,542	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 325,545,120円
5,428,682,000	5,428,679,775	—	—	—	2,225	

額218,374,294円、減債積立金378,873,281円、過年度分損益勘定留保資金2,252,882,931円及び当年度分損益勘定

令和4年度秋田市下水道事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	円	円	円
1 営業収益			
(1) 下水道使用料	4,788,052,026		
(2) 他会計負担金	2,032,725,000		
(3) その他営業収益	781,800	6,821,558,826	
2 営業費用			
(1) 管渠費	388,191,845		
(2) ポンプ場費	663,222,974		
(3) 処理場費	35,578,349		
(4) 流域下水道費	1,707,098,973		
(5) 業務費	346,227,409		
(6) 総係費	223,172,858		
(7) 減価償却費	5,423,375,019		
(8) 資産減耗費	82,931,351	8,869,798,778	
営業損失			2,048,239,952
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	20,131		
(2) 他会計補助金	1,194,307,000		
(3) 補助金	21,758,100		
(4) 長期前受金戻入	2,029,402,674		
(5) 雑収益	6,030,412	3,251,518,317	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	633,910,689		
(2) 雑支出	66,106,463	700,017,152	2,551,501,165
経常利益			503,261,213
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	121,440,212	121,440,212	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	90,750		
(2) 過年度損益修正損	309,683	400,433	121,039,779
当年度純利益			624,300,992
前年度繰越利益剰余金			0
その他未処分利益剰余金 変動額			378,873,281
当年度未処分利益剰余金			1,003,174,273

令和4年度秋田市下水道

(令和4年4月1日から)

	資本金	剰		
		資本剰余		
		受贈財産 評価額	負担金	寄附金
前年度末残高	円 42,421,416,077	円 2,251,223,428	円 1,289,904,105	円 21,327
前年度処分数額	368,125,592	-	-	-
秋田市水道事業等の設置等 に関する条例第5条による 処分数額	368,125,592	-	-	-
資本金への組入	368,125,592	-	-	-
減債積立金の積立	-	-	-	-
処分手後残高	42,789,541,669	2,251,223,428	1,289,904,105	21,327
当年度変動額	1,157,008,813	23,635,577	148,697	-
減債積立金の取崩	-	-	-	-
受贈財産の受入	-	23,635,577	-	-
他会計繰入金の受入	856,572,000	-	-	-
農業集落排水事業会計 からの引き継ぎ	300,436,813	-	148,697	-
当年度純利益	-	-	-	-
当年度末残高	43,946,550,482	2,274,859,005	1,290,052,802	21,327

事業剰余金計算書

令和5年3月31日まで)

余 金		金			資本合計
補助金	資本剰余金 合計	利益剰余金			
		減債積立金	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計	
円 1,225,685,763	円 4,766,834,623	円 —	円 746,998,873	円 746,998,873	円 47,935,249,573
—	—	378,873,281	△ 746,998,873	△ 368,125,592	0
—	—	378,873,281	△ 746,998,873	△ 368,125,592	0
—	—	—	△ 368,125,592	△ 368,125,592	0
—	—	378,873,281	△ 378,873,281	0	0
1,225,685,763	4,766,834,623	378,873,281	(繰越利益剰余金) 0	378,873,281	47,935,249,573
5,765,691	29,549,965	△ 378,873,281	1,003,174,273	624,300,992	1,810,859,770
—	—	△ 378,873,281	378,873,281	0	0
—	23,635,577	—	—	—	23,635,577
—	—	—	—	—	856,572,000
5,765,691	5,914,388	—	—	—	306,351,201
—	—	—	624,300,992	624,300,992	624,300,992
1,231,451,454	4,796,384,588	0	(当年度未処分利益剰余金) 1,003,174,273	1,003,174,273	49,746,109,343

令和 4 年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	円 43,946,550,482	円 4,796,384,588	円 1,003,174,273
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第 5 条による処分数額	378,873,281	-	△ 1,003,174,273
資 本 金 へ の 組 入	378,873,281	-	△ 378,873,281
減 債 積 立 金 の 積 立	-	-	△ 624,300,992
処 分 後 残 高	44,325,423,763	4,796,384,588	(繰越利益剰余金) 0

令和4年度秋田市下水道事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

		資 産 の 部			
		円	円	円	円
1 固 定 資 産					
(1) 有 形 固 定 資 産					
イ	土 地			2,875,495,153	
ロ	建 物	5,082,418,167			
	減価償却累計額	△ 2,585,219,022		2,497,199,145	
ハ	構 築 物	216,115,669,356			
	減価償却累計額	△ 77,056,180,832		139,059,488,524	
ニ	機 械 及 び 装 置	23,650,876,292			
	減価償却累計額	△ 16,846,425,197		6,804,451,095	
ホ	車 両 運 搬 具	15,051,036			
	減価償却累計額	△ 9,577,855		5,473,181	
ヘ	工 具、器 具 及 び 備 品	35,116,535			
	減価償却累計額	△ 23,921,988		11,194,547	
ト	建 設 仮 勘 定			805,082,861	
有 形 固 定 資 産 合 計				152,058,384,506	
(2) 無 形 固 定 資 産					
イ	施 設 利 用 権			9,212,194,069	
ロ	電 話 加 入 権			12,939,200	
無 形 固 定 資 産 合 計				9,225,133,269	
固 定 資 産 合 計					161,283,517,775
2 流 動 資 産					
(1) 現 金 ・ 預 金					
				4,600,264,012	
(2) 未 収 金					
	貸 倒 引 当 金		646,891,449		
			△ 53,226,838		593,664,611
(3) 前 払 金					
				555,080,000	
(4) そ の 他 流 動 資 産					
				100,000	
流 動 資 産 合 計				5,749,108,623	
資 産 合 計				167,032,626,398	

※このほかに次年度以降分割納付分として受益者負担金4,465,278円および分担金232,800円を予定している。

		負 債 の 部			
		円	円	円	円
3	固 定 負 債				
(1)	企 業 債				
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	54,621,872,233			
	企 業 債 合 計		54,621,872,233		
(2)	引 当 金				
イ	退職給付引当金	596,448,524			
ロ	修繕引当金	999,204,000			
	引 当 金 合 計		1,595,652,524		
	固 定 負 債 合 計			56,217,524,757	
4	流 動 負 債				
(1)	企 業 債				
イ	建設改良費等の財源に 充てるための企業債	5,232,056,245			
	企 業 債 合 計		5,232,056,245		
(2)	未 払 金		1,252,957,019		
(3)	引 当 金				
イ	賞与引当金	34,320,340			
ロ	法定福利費引当金	6,770,306			
	引 当 金 合 計		41,090,646		
(4)	その他流動負債		2,107,679		
	流 動 負 債 合 計			6,528,211,589	
5	繰 延 収 益				
	長期前受金		72,244,749,304		
	収益化累計額		△ 17,703,968,595		
	繰 延 収 益 合 計			54,540,780,709	
	負 債 合 計			117,286,517,055	
		資 本 の 部			
6	資 本 金				43,946,550,482
7	剰 余 金				
(1)	資 本 剰 余 金				
イ	受贈財産評価額	2,274,859,005			
ロ	負担金	1,290,052,802			
ハ	寄附金	21,327			
ニ	補助金	1,231,451,454			
	資 本 剰 余 金 合 計		4,796,384,588		
(2)	利 益 剰 余 金				
イ	当年度未処分利益剰余金	1,003,174,273			
	利 益 剰 余 金 合 計		1,003,174,273		
	剰 余 金 合 計			5,799,558,861	
	資 本 合 計			49,746,109,343	
	負 債 資 本 合 計			167,032,626,398	

令和4年度秋田市農業

(1) 収益の収入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支 出額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業収益	621,193,000 ^円	△ 20,843,000 ^円	— ^円
第1項 営業収益	101,279,000	△ 4,842,000	—
第2項 営業外収益	519,913,000	△ 18,791,000	—
第3項 特別利益	1,000	2,790,000	—
第2款 個別排水処理事業収益	34,782,000	△ 928,000	—
第1項 営業収益	8,361,000	70,000	—
第2項 営業外収益	26,419,000	△ 998,000	—
第3項 特別利益	2,000	—	—
合 計	655,975,000	△ 21,771,000	—

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額	小 計
第1款 農業集落排水 事業費用	618,468,000 ^円	△ 22,322,000 ^円	— ^円	0 ^円	— ^円	596,146,000 ^円
第1項 営業費用	578,677,000	△ 20,045,000	—	△ 2,333,000	—	556,299,000
第2項 営業外費用	39,241,000	△ 2,277,000	—	2,333,000	—	39,297,000
第3項 特別損失	50,000	—	—	—	—	50,000
第4項 予備費	500,000	—	—	—	—	500,000
第2款 個別排水処理 事業費用	35,611,000	△ 1,032,000	—	—	—	34,579,000
第1項 営業費用	33,824,000	△ 991,000	—	—	—	32,833,000
第2項 営業外費用	1,685,000	△ 41,000	—	—	—	1,644,000
第3項 特別損失	2,000	—	—	—	—	2,000
第4項 予備費	100,000	—	—	—	—	100,000
合 計	654,079,000	△ 23,354,000	—	0	—	630,725,000

集落排水事業決算報告書

額	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
合 計			
600,350,000 ^円	599,391,022 ^円	△ 958,978 ^円	
96,437,000	97,867,792	1,430,792	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 8,822,792円)
501,122,000	498,560,760	△ 2,561,240	(" 6,275円)
2,791,000	2,962,470	171,470	
33,854,000	33,841,202	△ 12,798	
8,431,000	8,422,571	△ 8,429	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 764,887円)
25,421,000	25,418,631	△ 2,369	
2,000	—	△ 2,000	
634,204,000	633,232,224	△ 971,776	

額		決 算 額	地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	不 用 額	備 考
地方公営企業 法第26条第2 項の規定による 繰越額	合 計				
— ^円	596,146,000 ^円	570,374,194 ^円	— ^円	25,771,806 ^円	
—	556,299,000	531,578,311	—	24,720,689	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 15,118,599円)
—	39,297,000	38,795,883	—	501,117	
—	50,000	—	—	50,000	
—	500,000	—	—	500,000	
—	34,579,000	31,975,315	—	2,603,685	
—	32,833,000	30,332,165	—	2,500,835	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 1,291,988円)
—	1,644,000	1,643,150	—	850	
—	2,000	—	—	2,000	
—	100,000	—	—	100,000	
—	630,725,000	602,349,509	—	28,375,491	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 農業集落排水事業 資本的収入	190,200,000 ^円	△ 11,309,000 ^円	178,891,000 ^円	— ^円
第1項 企業債	27,200,000	△ 100,000	27,100,000	—
第2項 出資金	122,761,000	△ 14,279,000	108,482,000	—
第3項 補助金	12,700,000	△ 3,800,000	8,900,000	—
第4項 負担金	26,000,000	6,870,000	32,870,000	—
第5項 基金繰入金	1,539,000	—	1,539,000	—
第2款 個別排水処理事業 資本的収入	18,104,000	△ 3,687,000	14,417,000	2,408,000
第1項 企業債	5,400,000	△ 700,000	4,700,000	1,700,000
第2項 出資金	10,777,000	△ 2,445,000	8,332,000	—
第3項 補助金	1,442,000	△ 410,000	1,032,000	532,000
第4項 負担金	485,000	△ 132,000	353,000	176,000
合 計	208,304,000	△ 14,996,000	193,308,000	2,408,000

支 出

区 分	予 算					
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額
第1款 農業集落排水事業 資本的支出	388,692,000 ^円	△ 11,327,000 ^円	— ^円	377,365,000 ^円	— ^円	— ^円
第1項 建設改良費	112,431,000	△ 11,429,000	—	101,002,000	—	—
第2項 企業債償還金	276,260,000	102,000	—	276,362,000	—	—
第3項 投資	1,000	—	—	1,000	—	—
第2款 個別排水処理事業 資本的支出	25,871,000	△ 3,970,000	—	21,901,000	2,661,000	—
第1項 建設改良費	16,817,000	△ 3,970,000	—	12,847,000	2,661,000	—
第2項 企業債償還金	9,054,000	—	—	9,054,000	—	—
合 計	414,563,000	△ 15,297,000	—	399,266,000	2,661,000	—

資本的収入額が資本的支出額に不足する額205,938,385円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整

額		決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
円 —	円 178,891,000	円 135,518,375	円 △ 43,372,625	
—	27,100,000	24,400,000	△ 2,700,000	
—	108,482,000	85,873,000	△ 22,609,000	
—	8,900,000	9,100,000	200,000	
—	32,870,000	14,606,375	△ 18,263,625	翌年度繰越額 16,804,000円
—	1,539,000	1,539,000	0	
—	16,825,000	13,075,800	△ 3,749,200	
—	6,400,000	3,400,000	△ 3,000,000	
—	8,332,000	8,257,000	△ 75,000	
—	1,564,000	1,066,000	△ 498,000	
—	529,000	352,800	△ 176,200	
—	195,716,000	148,594,175	△ 47,121,825	

額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	合 計		
円 377,365,000	円 333,845,557	円 36,010,000	円 —	円 36,010,000	円 7,509,443	
101,002,000	57,483,260	36,010,000	—	36,010,000	7,508,740	(うち、消費税及び地方消費税相当分 4,902,610円)
276,362,000	276,361,297	—	—	—	703	
1,000	1,000	—	—	—	0	
24,562,000	20,687,003	—	—	—	3,874,997	
15,508,000	11,634,685	—	—	—	3,873,315	(うち、消費税及び地方消費税相当分 478,788円)
9,054,000	9,052,318	—	—	—	1,682	
401,927,000	354,532,560	36,010,000	—	36,010,000	11,384,440	

額3,097,292円、減債積立金20,633,242円及び過年度分損益勘定留保資金182,207,851円で補てんした。

令和4年度秋田市農業集落排水事業損益計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

	円	円	円	円
1 農業集落排水事業営業収益				
(1) 農業集落排水施設使用料	88,310,000			
(2) 他会計負担金	735,000	89,045,000		
2 個別排水処理事業営業収益				
(1) 個別排水処理施設使用料	2,137,090			
(2) 特定地域生活排水処理施設使用料	5,520,594	7,657,684	96,702,684	
3 農業集落排水事業営業費用				
(1) 管渠費	31,434,062			
(2) 処理場費	117,865,868			
(3) 業務費	5,139,006			
(4) 総係費	13,477,210			
(5) 減価償却費	315,990,776			
(6) 資産減耗費	32,552,790	516,459,712		
4 個別排水処理事業営業費用				
(1) 個別排水処理施設浄化槽費	3,593,600			
(2) 個別排水処理施設業務費	107,273			
(3) 個別排水処理施設減価償却費	3,636,724			
(4) 特定地域生活排水処理施設浄化槽費	10,104,004			
(5) 特定地域生活排水処理施設業務費	400,000			
(6) 特定地域生活排水処理施設減価償却費	10,792,890			
(7) 特定地域生活排水処理施設資産減耗費	405,686	29,040,177	545,499,889	
営業損失				448,797,205
5 農業集落排水事業営業外収益				
(1) 受取利息及び配当金	5,490			
(2) 他会計補助金	317,867,000			
(3) 長期前受金戻入	180,216,564			
(4) 雑収益	468,240	498,557,294		
6 個別排水処理事業営業外収益				
(1) 個別排水処理施設他会計補助金	5,849,000			
(2) 個別排水処理施設長期前受金戻入	279,356			
(3) 特定地域生活排水処理施設他会計補助金	18,083,000			
(4) 特定地域生活排水処理施設長期前受金戻入	1,207,275	25,418,631	523,975,925	

	円	円	円	円
7 農業集落排水事業営業外費用				
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	35,996,283			
(2) 雑支出	12,716,334	48,712,617		
8 個別排水処理事業営業外費用				
(1) 個別排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	196,870			
(2) 特定地域生活排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	1,446,280	1,643,150	50,355,767	473,620,158
経常利益				24,822,953
9 農業集落排水事業特別利益				
(1) 過年度損益修正益	2,790,558			
(2) その他特別利益	171,912	2,962,470	2,962,470	2,962,470
当年度純利益				27,785,423
前年度繰越利益剰余金				0
その他未処分利益剰余金 変動				20,633,242
当年度未処分利益剰余金				48,418,665

令和4年度秋田市農業集落

(令和4年4月1日から)

	資本金	剰	
		資本剰余金	
		負担金	補助金
前年度末残高	円 3,051,022,702	円 3,029,848	円 209,442,691
前年度処分額	18,574,955	-	-
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	18,574,955	-	-
資本金への組入	18,574,955	-	-
減債積立金の積立	-	-	-
処分後残高	3,069,597,657	3,029,848	209,442,691
当年度変動額	△ 206,306,813	△ 148,697	△ 5,765,691
減債積立金の取崩	-	-	-
他会計繰入金の受入	94,130,000	-	-
下水道事業会計への引き継ぎ	△ 300,436,813	△ 148,697	△ 5,765,691
当年度純利益	-	-	-
当年度末残高	2,863,290,844	2,881,151	203,677,000

排水事業剰余金計算書

令和5年3月31日まで)

余 金				資本合計
資本剰余金 合計	利益剰余金			
		減債積立金	未処分 利益剰余金	利益剰余金 合計
円 212,472,539	円 —	円 39,208,197	円 39,208,197	円 3,302,703,438
—	20,633,242	△ 39,208,197	△ 18,574,955	0
—	20,633,242	△ 39,208,197	△ 18,574,955	0
—	—	△ 18,574,955	△ 18,574,955	0
—	20,633,242	△ 20,633,242	0	0
212,472,539	20,633,242	(繰越利益剰余金) 0	20,633,242	3,302,703,438
△ 5,914,388	△ 20,633,242	48,418,665	27,785,423	△ 184,435,778
—	△ 20,633,242	20,633,242	0	0
—	—	—	—	94,130,000
△ 5,914,388	—	—	—	△ 306,351,201
—	—	27,785,423	27,785,423	27,785,423
206,558,151	0	(当年度未処分利益剰余金) 48,418,665	48,418,665	3,118,267,660

令和4年度秋田市農業集落排水事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分 利益剰余金
当年度末残高	2,863,290,844	206,558,151	48,418,665
秋田市水道事業等の設置等に関する 条例第5条による処分数額	20,633,242	—	△ 48,418,665
資本金への組入	20,633,242	—	△ 20,633,242
減債積立金の積立	—	—	△ 27,785,423
処分後残高	2,883,924,086	206,558,151	(繰越利益剰余金) 0

令和4年度秋田市農業集落排水事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

		資 産 の 部			
		円	円	円	円
1 固 定 資 産					
(1) 有形固定資産					
イ	土地		92,867,851		
ロ	建物	1,782,062,883			
	減価償却累計額	△ 613,300,749		1,168,762,134	
ハ	構築物	9,495,970,477			
	減価償却累計額	△ 2,998,596,834		6,497,373,643	
ニ	機械及び装置	2,246,326,318			
	減価償却累計額	△ 1,736,042,718		510,283,600	
ホ	工具、器具及び備品	618,523			
	減価償却累計額	△ 225,117		393,406	
ヘ	建設仮勘定		41,518,286		
	有形固定資産合計		<u>8,311,198,920</u>		
(2) 無形固定資産					
イ	電話加入権		3,456,000		
	無形固定資産合計		<u>3,456,000</u>		3,456,000
(3) 投資その他の資産					
イ	基金		6,538,000		
	投資その他の資産合計		<u>6,538,000</u>		6,538,000
	固定資産合計			<u>8,321,192,920</u>	
2 流 動 資 産					
(1) 現金・預金					
				668,472,840	
(2) 未収金					
			17,662,998		
	貸倒引当金		△ 595,680	17,067,318	
(3) 前払金					
				11,430,000	
	流動資産合計			<u>696,970,158</u>	
	資産合計			<u><u>9,018,163,078</u></u>	

		負債の部			
		円	円	円	円
3	固定負債				
(1)	企業債				
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		1,986,323,865		
	企業債合計			1,986,323,865	
(2)	引当金				
	イ 退職給付引当金		17,235,574		
	ロ 修繕引当金		16,000,000		
	引当金合計			33,235,574	
	固定負債合計				2,019,559,439
4	流動負債				
(1)	企業債				
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		275,774,478		
	企業債合計			275,774,478	
(2)	未払金			29,096,466	
(3)	引当金				
	イ 賞与引当金		2,375,904		
	ロ 法定福利費引当金		470,932		
	引当金合計			2,846,836	
(4)	その他流動負債			9,270,930	
	流動負債合計				316,988,710
5	繰延収益				
	長期前受金			5,340,584,795	
	収益化累計額			△ 1,777,237,526	
	繰延収益合計				3,563,347,269
	負債合計				5,899,895,418
		資本の部			
6	資本金				2,863,290,844
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	イ 負担金		2,881,151		
	ロ 補助金		203,677,000		
	資本剰余金合計			206,558,151	
(2)	利益剰余金				
	イ 当年度未処分利益剰余金		48,418,665		
	利益剰余金合計			48,418,665	
	剰余金合計				254,976,816
	資本合計				3,118,267,660
	負債資本合計				9,018,163,078

秋田市告示第254号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和5年10月4日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
メディカル ・ケア・サ ービス東北 株式会社	愛の家グ ループホ ーム秋田 外旭川	秋田市外旭川字 堂ノ前174番地 1	令和5年10月1日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護
メディカル ・ケア・サ ービス東北 株式会社	愛の家小 規模多機 能型居宅 介護秋田 外旭川	秋田市外旭川字 堂ノ前174番地 1	令和5年10月1日	小規模多機 能型居宅介 護、介護予 防小規模多 機能型居宅 介護

秋田市告示第255号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和5年10月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃止の 年月日	サービスの 種 類
株式会社創 生事業団	グループホームグッドケア ・秋田	秋田市外旭川 字堂ノ前174番 地1	令和5年 9月30日	認知症対応型共 同生活介護、介 護予防認知症対 応型共同生活介 護
株式会社創 生事業団	小規模多機能 ホームグッド ケア・秋田	秋田市外旭川 字堂ノ前174番 地1	令和5年 9月30日	小規模多機能型 居宅介護、介護 予防小規模多機 能型居宅介護
株式会社ま つかさ園	小規模多機能 型居宅介護事 業所りんどう	秋田市仁井田 本町二丁目12 番14号	令和5年 9月30日	小規模多機能型 居宅介護、介護 予防小規模多機 能型居宅介護
社会福祉法 人晃和会	川口デイサー ビスセンター	秋田市檜山登 町10番64号	令和5年 9月30日	通所介護

秋田市告示第256号

次のとおり本市の字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき告示する。

この変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずるものとする。

令和5年10月6日

秋田市長 穂 積 志

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市下新城中野字島合 51番から57番まで、58番1、59番1、 60番1、61番1、62番1、63番、64番 1、65番1、66番1、67番1、68番 1、69番1、70番1、71番1、72番 1、73番1、74番1およびこれらの区 域に隣接介在する道路、水路である公 有地の全部	秋田市下新城中野字乳倉
秋田市飯島字雀島 1番1、2番から26番までおよびこれ らの区域に隣接介在する道路、水路で ある公有地の全部	秋田市下新城中野字乳倉
秋田市下新城笠岡字和田尻 1番、2番、4番、6番から9番ま で、14番から21番まで、22番1、23番 1、33番1、34番1、35番、35番1、 36番から50番まで、51番1、52番1、	秋田市下新城笠岡字新家越

<p>57番1、58番1、59番1、60番1、61番1、62番1、63番1、64番1、65番1、66番1、67番1およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>秋田市下新城笠岡字中沖 15番1、15番3、16番1、16番2、17番から19番まで、19番1、20番、24番から28番まで、31番から37番まで、38番1、39番1、39番3、49番2、50番1、51番1、51番3、52番から72番まで、73番1、74番1、75番1、76番1、77番1、78番1、79番1、80番1、81番1、82番1、83番1、84番1、85番1、86番1、87番1、88番1、89番1、90番1、91番1、92番1、93番1、94番1、95番1、96番1、97番1、97番2、98番1、99番1 およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>秋田市下新城笠岡字新家越</p>
<p>秋田市下新城笠岡字島下り 1番1、9番、19番から21番まで、25番から58番まで、59番1、77番から88番までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>秋田市下新城笠岡字新家越</p>
<p>秋田市下新城笠岡字家越 1番1、1番2、4番から6番まで、6番1、7番から14番まで、14番1、15番から21番まで、21番1、22番、22番1、23番、23番1、24番、25番、25</p>	<p>秋田市下新城笠岡字新家越</p>

<p>番 1、26番から35番まで、36番 1、37番 1、38番、39番 1、43番、44番 1、48番 1、49番から51番まで、52番 1、53番 1、54番から59番まで、60番 1、61番 1、61番 3、65番 1、66番、67番、67番 1、69番 1、69番 7、71番 1、72番 2、85番 1、85番 3、86番 1、86番 2、87番から104番までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	
<p>秋田市飯島字芋田 9番 1、10番 1、11番、12番 1、13番から32番まで、33番 1、34番 1、84番 1、85番 1、86番から95番まで、96番 1、96番 2、97番 1、97番 3、163番 1、163番 3、164番、165番およびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部</p>	<p>秋田市下新城笠岡字新家越</p>
<p>秋田市下新城笠岡字川向 73番の一部およびこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部 120番 1 に隣接する道路、水路である公有地の一部</p>	<p>秋田市下新城笠岡字田尻</p>
<p>秋田市下新城笠岡字田尻 111番 1 の一部および隣接する道路、水路である公有地の一部、121番に隣接する道路である公有地の一部</p>	<p>秋田市下新城笠岡字川向</p>

秋田市告示第257号

次のとおり本市の字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき告示する。

この変更の処分は、当該変更区域に係る土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずるものとする。

令和5年10月6日

秋田市長 穂 積 志

変更前の字の区域	変更後の字の区域
秋田市檜山字石塚谷地 454番3から454番11まで、454番13から454番16までおよびこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部	秋田市上北手荒巻字鳥越
秋田市上北手荒巻字割田 4番、6番から9番まで、30番から32番までおよびこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	秋田市上北手荒巻字前田

秋田市告示第258号

令和5年10月10日の「令和5年9月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年10月11日

秋田市長 穂 積 志

令和4年度 一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 市税		43,160,721,000
	1 市民税	19,194,268,000
	2 固定資産税	19,320,783,000
	3 軽自動車税	904,404,000
	4 市たばこ税	2,186,206,000
	5 鉱産税	3,537,000
	6 入湯税	44,932,000
	7 事業所税	1,506,591,000
2 地方譲与税		1,092,626,000
	1 地方揮発油譲与税	244,391,000
	2 自動車重量譲与税	650,184,000
	3 地方道路譲与税	1,000
	4 森林環境譲与税	132,139,000
	5 特別とん譲与税	23,582,000
	6 航空機燃料譲与税	42,329,000
3 利子割交付金		12,755,000
	1 利子割交付金	12,755,000
4 配当割交付金		141,861,000
	1 配当割交付金	141,861,000
5 株式等譲渡所得割交付金		52,684,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	52,684,000
6 法人事業税交付金		667,053,000
	1 法人事業税交付金	667,053,000
7 地方消費税交付金		8,474,158,000
	1 地方消費税交付金	8,474,158,000
8 ゴルフ場利用税交付金		56,162,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	56,162,000
9 環境性能割交付金		53,958,000
	1 環境性能割交付金	53,958,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
44,764,142,076	43,281,790,615	210,017,023	1,277,151,645	121,069,615
19,579,883,726	19,208,587,429	30,056,175	345,224,379	14,319,429
20,440,931,446	19,413,017,966	175,378,377	853,276,453	92,234,966
934,008,741	908,323,303	2,356,344	23,420,694	3,919,303
2,196,241,442	2,196,241,442	0	0	10,035,442
3,321,300	3,321,300	0	0	△215,700
44,552,025	44,552,025	0	0	△379,975
1,565,203,396	1,507,747,150	2,226,127	55,230,119	1,156,150
1,085,541,445	1,085,541,445	0	0	△7,084,555
221,374,000	221,374,000	0	0	△23,017,000
662,602,000	662,602,000	0	0	12,418,000
1	1	0	0	△999
132,142,000	132,142,000	0	0	3,000
26,035,444	26,035,444	0	0	2,453,444
43,388,000	43,388,000	0	0	1,059,000
12,732,000	12,732,000	0	0	△23,000
12,732,000	12,732,000	0	0	△23,000
102,004,000	102,004,000	0	0	△39,857,000
102,004,000	102,004,000	0	0	△39,857,000
85,451,000	85,451,000	0	0	32,767,000
85,451,000	85,451,000	0	0	32,767,000
693,218,000	693,218,000	0	0	26,165,000
693,218,000	693,218,000	0	0	26,165,000
8,230,562,000	8,230,562,000	0	0	△243,596,000
8,230,562,000	8,230,562,000	0	0	△243,596,000
55,820,940	55,820,940	0	0	△341,060
55,820,940	55,820,940	0	0	△341,060
55,699,000	55,699,000	0	0	1,741,000
55,699,000	55,699,000	0	0	1,741,000

款	項	予 算 現 額
10 国有提供施設等所在市助成交付金		3,042,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	3,042,000
11 地方特例交付金		366,869,000
	1 地方特例交付金	337,452,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方 税減収補填特別交付金	29,417,000
12 地方交付税		21,590,762,000
	1 地方交付税	21,590,762,000
13 交通安全対策特別交付金		63,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	63,000,000
14 分担金及び負担金		457,433,000
	1 分担金	900,000
	2 負担金	456,533,000
15 使用料及び手数料		2,292,596,000
	1 使用料	1,110,753,000
	2 手数料	1,181,843,000
16 国庫支出金		35,211,607,000
	1 国庫負担金	20,958,765,000
	2 国庫補助金	14,179,812,000
	3 委託金	73,030,000
17 県支出金		10,840,438,000
	1 県負担金	6,536,440,000
	2 県補助金	3,644,929,000
	3 委託金	659,069,000
18 財産収入		443,512,000
	1 財産運用収入	150,120,000
	2 財産売払収入	293,392,000
19 寄附金		829,381,000
	1 寄附金	829,381,000
20 繰入金		5,883,274,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
3,009,000	3,009,000	0	0	△33,000
3,009,000	3,009,000	0	0	△33,000
367,015,000	367,015,000	0	0	146,000
337,452,000	337,452,000	0	0	0
29,563,000	29,563,000	0	0	146,000
21,891,338,000	21,891,338,000	0	0	300,576,000
21,891,338,000	21,891,338,000	0	0	300,576,000
59,277,000	59,277,000	0	0	△3,723,000
59,277,000	59,277,000	0	0	△3,723,000
508,025,882	466,146,740	4,762,850	37,116,292	8,713,740
51,000	51,000	0	0	△849,000
507,974,882	466,095,740	4,762,850	37,116,292	9,562,740
2,375,709,399	2,203,962,119	1,633,550	170,113,730	△88,633,881
1,220,709,434	1,048,962,154	1,633,550	170,113,730	△61,790,846
1,154,999,965	1,154,999,965	0	0	△26,843,035
34,135,106,494	32,829,918,674	0	1,305,187,820	△2,381,688,326
20,969,389,126	20,960,632,126	0	8,757,000	1,867,126
13,092,295,520	11,795,864,700	0	1,296,430,820	△2,383,947,300
73,421,848	73,421,848	0	0	391,848
10,536,228,114	10,272,641,114	0	263,587,000	△567,796,886
6,414,646,708	6,414,646,708	0	0	△121,793,292
3,466,235,105	3,202,648,105	0	263,587,000	△442,280,895
655,346,301	655,346,301	0	0	△3,722,699
462,776,933	462,338,942	0	437,991	18,826,942
150,899,777	150,461,786	0	437,991	341,786
311,877,156	311,877,156	0	0	18,485,156
375,972,449	375,972,449	0	0	△453,408,551
375,972,449	375,972,449	0	0	△453,408,551
3,998,506,000	3,998,506,000	0	0	△1,884,768,000

款	項	予 算 現 額
	1 特別会計繰入金	290,664,000
	2 基金繰入金	5,592,610,000
21 繰越金		2,097,914,000
	1 繰越金	2,097,914,000
22 諸収入		9,114,806,000
	1 延滞金、加算金及び過料	43,003,000
	2 市預金利子	1,000
	3 貸付金元利収入	7,623,023,000
	4 受託事業収入	31,661,000
	5 雑入	1,417,118,000
23 市債		17,393,200,000
	1 市債	17,393,200,000
	歳 入 合 計	160,299,812,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
289,502,000	289,502,000	0	0	△1,162,000
3,709,004,000	3,709,004,000	0	0	△1,883,606,000
2,097,914,056	2,097,914,056	0	0	56
2,097,914,056	2,097,914,056	0	0	56
8,978,246,216	8,756,390,891	10,963,179	210,905,667	△358,415,109
47,527,385	47,540,906	0	0	4,537,906
10,190	10,190	0	0	9,190
7,378,372,231	7,375,238,309	440,500	2,693,422	△247,784,691
30,857,183	30,857,183	0	0	△803,817
1,521,479,227	1,302,744,303	10,522,679	208,212,245	△114,373,697
12,405,700,000	12,405,700,000	0	0	△4,987,500,000
12,405,700,000	12,405,700,000	0	0	△4,987,500,000
153,279,995,004	149,792,948,985	227,376,602	3,264,500,145	△10,506,863,015

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議会費		654,803,000
	1 議会費	654,803,000
2 総務費		15,627,490,000
	1 総務管理費	13,618,947,000
	2 徴税費	1,080,589,000
	3 戸籍住民基本台帳費	524,645,000
	4 選挙費	273,599,000
	5 統計調査費	47,509,000
	6 監査委員費	82,201,000
3 民生費		58,847,772,000
	1 社会福祉費	29,973,767,000
	2 児童福祉費	19,599,073,000
	3 生活保護費	9,235,010,000
	4 国民年金費	38,872,000
	5 災害救助費	1,050,000
4 衛生費		15,959,562,000
	1 環境衛生費	606,960,000
	2 保健所費	6,730,697,000
	3 清掃費	6,048,299,000
	4 病院費	1,689,460,000
	5 上水道費	92,928,000
	6 食肉衛生検査所費	169,751,000
	7 母子衛生費	621,467,000
5 労働費		750,122,000
	1 労働諸費	750,122,000
6 農林水産業費		4,237,715,000
	1 農業費	3,095,811,000
	2 農業集落排水費	459,348,000
	3 林業費	682,556,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
649,605,446	0	5,197,554	5,197,554
649,605,446	0	5,197,554	5,197,554
14,880,153,794	44,902,000	702,434,206	747,336,206
12,931,061,768	44,902,000	642,983,232	687,885,232
1,049,016,296	0	31,572,704	31,572,704
509,284,654	0	15,360,346	15,360,346
263,246,337	0	10,352,663	10,352,663
46,095,319	0	1,413,681	1,413,681
81,449,420	0	751,580	751,580
56,817,248,462	9,114,000	2,021,409,538	2,030,523,538
28,712,252,758	0	1,261,514,242	1,261,514,242
19,068,287,722	8,176,000	522,609,278	530,785,278
8,997,246,032	938,000	236,825,968	237,763,968
38,411,950	0	460,050	460,050
1,050,000	0	0	0
14,493,047,289	499,338,000	967,176,711	1,466,514,711
578,140,181	0	28,819,819	28,819,819
5,940,375,791	0	790,321,209	790,321,209
5,448,646,412	499,338,000	100,314,588	599,652,588
1,689,038,593	0	421,407	421,407
92,928,000	0	0	0
166,817,092	0	2,933,908	2,933,908
577,101,220	0	44,365,780	44,365,780
725,783,040	0	24,338,960	24,338,960
725,783,040	0	24,338,960	24,338,960
3,128,548,705	636,221,000	472,945,295	1,109,166,295
2,125,312,841	592,363,000	378,135,159	970,498,159
436,664,000	0	22,684,000	22,684,000
566,571,864	43,858,000	72,126,136	115,984,136

款	項	予 算 現 額
7 商工費		9,847,693,000
	1 商工費	9,847,693,000
8 土木費		20,155,815,000
	1 土木管理費	307,942,000
	2 道路橋りょう費	7,386,513,000
	3 河川費	1,138,449,000
	4 港湾費	208,842,000
	5 都市計画費	5,981,008,000
	6 下水道費	4,083,604,000
	7 住宅費	1,049,457,000
9 消防費		4,582,317,000
	1 消防費	4,582,317,000
10 教育費		15,484,467,000
	1 教育総務費	1,958,712,000
	2 小学校費	3,803,049,000
	3 中学校費	3,351,125,000
	4 高等学校費	900,657,000
	5 幼稚園費	362,906,000
	6 社会教育費	3,065,413,000
	7 保健体育費	643,248,000
	8 専修学校費	143,270,000
	9 大学費	1,256,087,000
11 災害復旧費		383,518,000
	1 農林水産施設災害復旧費	324,254,000
	2 公共土木施設災害復旧費	59,262,000
	3 教育施設災害復旧費	2,000
12 公債費		13,626,648,000
	1 公債費	13,626,648,000
13 諸支出金		1,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
9,538,090,390	0	309,602,610	309,602,610
9,538,090,390	0	309,602,610	309,602,610
16,301,388,056	3,050,169,000	804,257,944	3,854,426,944
301,552,523	2,103,000	4,286,477	6,389,477
5,498,016,485	1,204,518,000	683,978,515	1,888,496,515
598,425,913	519,912,000	20,111,087	540,023,087
175,718,719	10,375,000	22,748,281	33,123,281
4,620,591,507	1,313,261,000	47,155,493	1,360,416,493
4,083,604,000	0	0	0
1,023,478,909	0	25,978,091	25,978,091
4,477,471,854	34,583,000	70,262,146	104,845,146
4,477,471,854	34,583,000	70,262,146	104,845,146
12,787,516,513	2,095,062,000	601,888,487	2,696,950,487
1,816,368,831	30,701,000	111,642,169	142,343,169
3,065,794,229	554,183,000	183,071,771	737,254,771
2,033,486,111	1,183,516,000	134,122,889	1,317,638,889
875,076,371	0	25,580,629	25,580,629
346,064,704	0	16,841,296	16,841,296
2,687,325,557	300,591,000	77,496,443	378,087,443
608,055,740	0	35,192,260	35,192,260
138,089,751	3,000,000	2,180,249	5,180,249
1,217,255,219	23,071,000	15,760,781	38,831,781
171,784,830	93,775,000	117,958,170	211,733,170
153,610,630	75,108,000	95,535,370	170,643,370
18,174,200	18,667,000	22,420,800	41,087,800
0	0	2,000	2,000
13,598,717,687	0	27,930,313	27,930,313
13,598,717,687	0	27,930,313	27,930,313
0	0	1,000	1,000

款	項	予 算 現 額
	1 雑支出	1,000
14 予備費		141,889,000
	1 予備費	141,889,000
歳 出	合 計	160,299,812,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
0	0	1,000	1,000
0	0	141,889,000	141,889,000
0	0	141,889,000	141,889,000
147,569,356,066	6,463,164,000	6,267,291,934	12,730,455,934

歳入歳出差引残額 2,223,592,919円

令和4年度 土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 国庫支出金		1,566,607,000
	1 国庫補助金	1,566,607,000
2 財産収入		1,000
	1 財産売払収入	1,000
3 繰入金		1,601,563,000
	1 一般会計繰入金	1,601,563,000
4 繰越金		33,881,000
	1 繰越金	33,881,000
5 諸収入		0
	1 雑入	0
歳 入 合 計		3,202,052,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
1,610,278,436	1,080,482,313	0	529,796,123	△486,124,687
1,610,278,436	1,080,482,313	0	529,796,123	△486,124,687
380,872	380,872	0	0	379,872
380,872	380,872	0	0	379,872
1,598,203,507	1,135,831,507	0	462,372,000	△465,731,493
1,598,203,507	1,135,831,507	0	462,372,000	△465,731,493
317,325,276	317,325,276	0	0	283,444,276
317,325,276	317,325,276	0	0	283,444,276
66,165	66,165	0	0	66,165
66,165	66,165	0	0	66,165
3,526,254,256	2,534,086,133	0	992,168,123	△667,965,867

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 事業費		3,199,552,000
	1 土地区画整理費	3,199,552,000
2 公債費		1,500,000
	1 公債費	1,500,000
3 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		3,202,052,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
2,231,032,032	924,744,000	43,775,968	968,519,968
2,231,032,032	924,744,000	43,775,968	968,519,968
6,646	0	1,493,354	1,493,354
6,646	0	1,493,354	1,493,354
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
2,231,038,678	924,744,000	46,269,322	971,013,322

歳入歳出差引残額

303,047,455円

令和4年度 市有林会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 県支出金		51,306,000
	1 県補助金	51,306,000
2 財産収入		32,235,000
	1 財産運用収入	2,292,000
	2 財産売却収入	28,934,000
	3 分収林収入	1,009,000
3 繰入金		164,943,000
	1 一般会計繰入金	164,943,000
4 繰越金		4,066,000
	1 繰越金	4,066,000
5 諸収入		186,000
	1 雑入	186,000
6 寄附金		1,000,000
	1 寄附金	1,000,000
歳 入 合 計		253,736,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
19,622,991	19,622,991	0	0	△31,683,009
19,622,991	19,622,991	0	0	△31,683,009
40,064,724	40,064,724	0	0	7,829,724
2,241,852	2,241,852	0	0	△50,148
36,014,522	36,014,522	0	0	7,080,522
1,808,350	1,808,350	0	0	799,350
134,513,000	134,513,000	0	0	△30,430,000
134,513,000	134,513,000	0	0	△30,430,000
28,743,864	28,743,864	0	0	24,677,864
28,743,864	28,743,864	0	0	24,677,864
176,000	176,000	0	0	△10,000
176,000	176,000	0	0	△10,000
1,300,000	1,300,000	0	0	300,000
1,300,000	1,300,000	0	0	300,000
224,420,579	224,420,579	0	0	△29,315,421

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		29,043,000
	1 総務管理費	29,043,000
2 事業費		86,109,000
	1 造林事業費	86,109,000
3 公債費		135,543,000
	1 公債費	135,543,000
4 諸支出金		2,841,000
	1 分収交付金	2,841,000
5 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		253,736,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
28,303,723	0	739,277	739,277
28,303,723	0	739,277	739,277
43,857,206	0	42,251,794	42,251,794
43,857,206	0	42,251,794	42,251,794
135,343,604	0	199,396	199,396
135,343,604	0	199,396	199,396
2,544,743	0	296,257	296,257
2,544,743	0	296,257	296,257
0	0	200,000	200,000
0	0	200,000	200,000
210,049,276	0	43,686,724	43,686,724

歳入歳出差引残額

14,371,303円

令和4年度 市営墓地会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 使用料及び手数料		57,175,000
	1 使用料	35,447,000
	2 手数料	21,728,000
2 繰入金		5,250,000
	1 一般会計繰入金	5,250,000
3 繰越金		11,835,000
	1 繰越金	11,835,000
4 諸収入		207,000
	1 雑入	207,000
歳 入 合 計		74,467,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
57,243,638	57,238,462	0	5,176	63,462
35,448,060	35,448,060	0	0	1,060
21,795,578	21,790,402	0	5,176	62,402
4,684,317	4,684,317	0	0	△565,683
4,684,317	4,684,317	0	0	△565,683
11,835,424	11,835,424	0	0	424
11,835,424	11,835,424	0	0	424
217,835	217,835	0	0	10,835
217,835	217,835	0	0	10,835
73,981,214	73,976,038	0	5,176	△490,962

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		56,227,000
	1 総務管理費	56,227,000
2 事業費		5,250,000
	1 事業費	5,250,000
3 繰出金		12,790,000
	1 一般会計繰出金	12,790,000
4 公債費		100,000
	1 公債費	100,000
5 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		74,467,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
53,523,736	0	2,703,264	2,703,264
53,523,736	0	2,703,264	2,703,264
4,684,317	0	565,683	565,683
4,684,317	0	565,683	565,683
12,790,000	0	0	0
12,790,000	0	0	0
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
70,998,053	0	3,468,947	3,468,947

歳入歳出差引残額

2,977,985円

令和4年度 中央卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 使用料及び手数料		19,505,000
	1 使用料	19,505,000
2 繰入金		45,419,000
	1 一般会計繰入金	45,419,000
3 繰越金		1,000,000
	1 繰越金	1,000,000
4 諸収入		23,441,000
	1 貸付金元利収入	16,001,000
	2 雑入	7,440,000
歳 入 合 計		89,365,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
19,446,014	19,446,014	0	0	△58,986
19,446,014	19,446,014	0	0	△58,986
42,295,000	42,295,000	0	0	△3,124,000
42,295,000	42,295,000	0	0	△3,124,000
1,000,094	1,000,094	0	0	94
1,000,094	1,000,094	0	0	94
23,010,038	23,010,038	0	0	△430,962
16,000,318	16,000,318	0	0	△682
7,009,720	7,009,720	0	0	△430,280
85,751,146	85,751,146	0	0	△3,613,854

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		78,113,000
	1 総務管理費	78,113,000
2 事業費		8,718,000
	1 中央卸売市場施設整備費	8,718,000
3 公債費		2,434,000
	1 公債費	2,434,000
4 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		89,365,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
75,462,830	0	2,650,170	2,650,170
75,462,830	0	2,650,170	2,650,170
7,054,530	0	1,663,470	1,663,470
7,054,530	0	1,663,470	1,663,470
2,233,697	0	200,303	200,303
2,233,697	0	200,303	200,303
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
84,751,057	0	4,613,943	4,613,943

歳入歳出差引残額

1,000,089円

令和4年度 公設地方卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 使用料及び手数料		143,006,000
	1 使用料	143,005,000
	2 手数料	1,000
2 財産収入		872,000
	1 財産運用収入	872,000
3 繰入金		106,271,000
	1 一般会計繰入金	106,271,000
4 繰越金		2,000,000
	1 繰越金	2,000,000
5 諸収入		185,713,000
	1 貸付金元利収入	64,001,000
	2 雑入	121,712,000
歳 入 合 計		437,862,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
142,354,522	142,354,522	0	0	△651,478
142,351,222	142,351,222	0	0	△653,778
3,300	3,300	0	0	2,300
872,800	872,800	0	0	800
872,800	872,800	0	0	800
77,110,000	77,110,000	0	0	△29,161,000
77,110,000	77,110,000	0	0	△29,161,000
14,259,524	14,259,524	0	0	12,259,524
14,259,524	14,259,524	0	0	12,259,524
177,824,382	177,644,491	0	179,891	△8,068,509
64,001,277	64,001,277	0	0	277
113,823,105	113,643,214	0	179,891	△8,068,786
412,421,228	412,241,337	0	179,891	△25,620,663

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		323,837,000
	1 総務管理費	323,837,000
2 事業費		56,147,000
	1 地方卸売市場施設整備費	56,147,000
3 公債費		57,478,000
	1 公債費	57,478,000
4 予備費		400,000
	1 予備費	400,000
歳 出 合 計		437,862,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
308,756,713	0	15,080,287	15,080,287
308,756,713	0	15,080,287	15,080,287
43,399,870	0	12,747,130	12,747,130
43,399,870	0	12,747,130	12,747,130
57,178,978	0	299,022	299,022
57,178,978	0	299,022	299,022
0	0	400,000	400,000
0	0	400,000	400,000
409,335,561	0	28,526,439	28,526,439

歳入歳出差引残額

2,905,776円

令和4年度 大森山動物園会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 使用料及び手数料		86,831,000
	1 使用料	86,831,000
2 財産収入		2,280,000
	1 財産運用収入	2,280,000
3 寄附金		286,000
	1 寄附金	286,000
4 繰入金		404,809,000
	1 一般会計繰入金	404,809,000
5 繰越金		12,172,000
	1 繰越金	12,172,000
6 諸収入		16,995,000
	1 雑入	16,995,000
7 市債		48,100,000
	1 市債	48,100,000
歳 入 合 計		571,473,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
89,960,659	89,960,659	0	0	3,129,659
89,960,659	89,960,659	0	0	3,129,659
1,418,022	1,418,022	0	0	△861,978
1,418,022	1,418,022	0	0	△861,978
332,571	332,571	0	0	46,571
332,571	332,571	0	0	46,571
360,549,000	360,549,000	0	0	△44,260,000
360,549,000	360,549,000	0	0	△44,260,000
12,172,315	12,172,315	0	0	315
12,172,315	12,172,315	0	0	315
21,385,936	21,385,936	0	0	4,390,936
21,385,936	21,385,936	0	0	4,390,936
48,100,000	48,100,000	0	0	0
48,100,000	48,100,000	0	0	0
533,918,503	533,918,503	0	0	△37,554,497

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		489,108,000
	1 総務管理費	489,108,000
2 事業費		55,151,000
	1 動物園施設整備費	55,151,000
3 公債費		27,114,000
	1 公債費	27,114,000
4 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		571,473,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
452,163,226	0	36,944,774	36,944,774
452,163,226	0	36,944,774	36,944,774
54,919,858	0	231,142	231,142
54,919,858	0	231,142	231,142
26,834,253	0	279,747	279,747
26,834,253	0	279,747	279,747
0	0	100,000	100,000
0	0	100,000	100,000
533,917,337	0	37,555,663	37,555,663

歳入歳出差引残額

1,166円

令和4年度 廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 発電収入		298,853,000
	1 発電収入	298,853,000
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
歳 入 合 計		298,854,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
297,320,081	297,320,081	0	0	△1,532,919
297,320,081	297,320,081	0	0	△1,532,919
1,154	1,154	0	0	154
1,154	1,154	0	0	154
297,321,235	297,321,235	0	0	△1,532,765

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		33,565,000
	1 総務管理費	33,565,000
2 繰出金		265,089,000
	1 一般会計繰出金	265,089,000
3 公債費		200,000
	1 公債費	200,000
歳 出 合 計		298,854,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
33,392,700	0	172,300	172,300
33,392,700	0	172,300	172,300
263,927,000	0	1,162,000	1,162,000
263,927,000	0	1,162,000	1,162,000
0	0	200,000	200,000
0	0	200,000	200,000
297,319,700	0	1,534,300	1,534,300

歳入歳出差引残額

1,535円

令和4年度 病院事業債管理会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 分担金及び負担金		117,098,000
	1 負担金	117,098,000
2 諸収入		260,382,000
	1 貸付金元利収入	260,382,000
3 市債		14,039,900,000
	1 市債	14,039,900,000
歳 入 合 計		14,417,380,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
117,096,206	117,096,206	0	0	△1,794
117,096,206	117,096,206	0	0	△1,794
260,380,731	260,380,731	0	0	△1,269
260,380,731	260,380,731	0	0	△1,269
13,606,600,000	13,606,600,000	0	0	△433,300,000
13,606,600,000	13,606,600,000	0	0	△433,300,000
13,984,076,937	13,984,076,937	0	0	△433,303,063

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 市立秋田総合病院貸付金		14,039,900,000
	1 市立秋田総合病院貸付金	14,039,900,000
2 公債費		377,480,000
	1 公債費	377,480,000
歳 出 合 計		14,417,380,000

(単位：円)

支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
13,606,600,000	167,300,000	266,000,000	433,300,000
13,606,600,000	167,300,000	266,000,000	433,300,000
377,476,937	0	3,063	3,063
377,476,937	0	3,063	3,063
13,984,076,937	167,300,000	266,003,063	433,303,063

歳入歳出差引残額

0円

令和4年度 学校給食費会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 給食費収入		1,261,922,000
	1 給食費収入	1,261,922,000
2 繰入金		150,204,000
	1 一般会計繰入金	150,204,000
3 繰越金		740,000
	1 繰越金	740,000
4 諸収入		1,062,000
	1 雑入	1,062,000
歳 入 合 計		1,413,928,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
1,172,151,708	1,170,918,074	0	1,255,813	△91,003,926
1,172,151,708	1,170,918,074	0	1,255,813	△91,003,926
112,572,973	112,572,973	0	0	△37,631,027
112,572,973	112,572,973	0	0	△37,631,027
740,777	740,777	0	0	777
740,777	740,777	0	0	777
1,163,247	1,163,247	0	0	101,247
1,163,247	1,163,247	0	0	101,247
1,286,628,705	1,285,395,071	0	1,255,813	△128,532,929

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		1,411,928,000
	1 総務管理費	1,411,928,000
2 公債費		500,000
	1 公債費	500,000
3 予備費		1,500,000
	1 予備費	1,500,000
歳 出 合 計		1,413,928,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1,284,519,970	0	127,408,030	127,408,030
1,284,519,970	0	127,408,030	127,408,030
8,210	0	491,790	491,790
8,210	0	491,790	491,790
0	0	1,500,000	1,500,000
0	0	1,500,000	1,500,000
1,284,528,180	0	129,399,820	129,399,820

歳入歳出差引残額

866,891円

令和4年度 国民健康保険事業会計（事業勘定）歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 国民健康保険税		4,817,818,000
	1 国民健康保険税	4,817,818,000
2 使用料及び手数料		1,000
	1 手数料	1,000
3 国庫支出金		600,000
	1 国庫補助金	600,000
4 県支出金		22,938,509,000
	1 県補助金	22,938,508,000
	2 財政安定化基金支出金	1,000
5 財産収入		548,000
	1 財産運用収入	548,000
6 繰入金		2,548,392,000
	1 一般会計繰入金	2,548,391,000
	2 基金繰入金	1,000
7 繰越金		692,620,000
	1 繰越金	692,620,000
8 諸収入		29,382,000
	1 延滞金、加算金及び過料	7,351,000
	2 雑入	22,031,000
9 市債		1,000
	1 財政安定化基金貸付金	1,000
歳 入 合 計		31,027,871,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
7,044,652,109	4,760,451,048	198,874,640	2,090,176,421	△57,366,952
7,044,652,109	4,760,451,048	198,874,640	2,090,176,421	△57,366,952
3,000	3,000	0	0	2,000
3,000	3,000	0	0	2,000
734,000	734,000	0	0	134,000
734,000	734,000	0	0	134,000
22,502,754,570	22,502,754,570	0	0	△435,754,430
22,502,754,570	22,502,754,570	0	0	△435,753,430
0	0	0	0	△1,000
547,448	547,448	0	0	△552
547,448	547,448	0	0	△552
2,527,875,682	2,527,875,682	0	0	△20,516,318
2,527,875,682	2,527,875,682	0	0	△20,515,318
0	0	0	0	△1,000
692,620,324	692,620,324	0	0	324
692,620,324	692,620,324	0	0	324
26,003,918	20,939,489	561,990	4,502,439	△8,442,511
8,966,400	8,966,400	0	0	1,615,400
17,037,518	11,973,089	561,990	4,502,439	△10,057,911
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
32,795,191,051	30,505,925,561	199,436,630	2,094,678,860	△521,945,439

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		211,535,000
	1 総務管理費	118,252,000
	2 徴税費	89,939,000
	3 運営協議会費	323,000
	4 収納率向上特別対策事業費	3,021,000
2 保険給付費		22,464,532,000
	1 療養諸費	19,448,112,000
	2 高額療養費	2,944,730,000
	3 移送費	2,000
	4 出産育児諸費	46,644,000
	5 葬祭諸費	24,200,000
	6 傷病手当金	844,000
3 国民健康保険事業費納付金		7,529,724,000
	1 医療給付費分	5,496,251,000
	2 後期高齢者支援金等分	1,581,784,000
	3 介護納付金分	451,689,000
4 共同事業拠出金		20,000
	1 共同事業拠出金	20,000
5 保健事業費		286,703,000
	1 特定健康診査等事業費	189,128,000
	2 保健事業費	97,575,000
6 基金積立金		450,548,000
	1 基金積立金	450,548,000
7 公債費		3,000,000
	1 公債費	3,000,000
8 諸支出金		31,809,000
	1 償還金及び還付加算金	31,808,000
	2 一部負担金	1,000
9 予備費		50,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
200,915,238	0	10,619,762	10,619,762
115,307,739	0	2,944,261	2,944,261
82,817,309	0	7,121,691	7,121,691
248,703	0	74,297	74,297
2,541,487	0	479,513	479,513
21,814,295,358	0	650,236,642	650,236,642
18,861,682,779	0	586,429,221	586,429,221
2,895,506,985	0	49,223,015	49,223,015
0	0	2,000	2,000
32,412,011	0	14,231,989	14,231,989
23,850,000	0	350,000	350,000
843,583	0	417	417
7,529,720,901	0	3,099	3,099
5,496,249,873	0	1,127	1,127
1,581,782,184	0	1,816	1,816
451,688,844	0	156	156
780	0	19,220	19,220
780	0	19,220	19,220
261,089,183	0	25,613,817	25,613,817
170,815,728	0	18,312,272	18,312,272
90,273,455	0	7,301,545	7,301,545
450,548,000	0	0	0
450,548,000	0	0	0
149	0	2,999,851	2,999,851
149	0	2,999,851	2,999,851
30,305,773	0	1,503,227	1,503,227
30,305,773	0	1,502,227	1,502,227
0	0	1,000	1,000
0	0	50,000,000	50,000,000

款	項	予 算 現 額
	1 予備費	50,000,000
歲 出	合 計	31,027,871,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
0	0	50,000,000	50,000,000
30,286,875,382	0	740,995,618	740,995,618

歳入歳出差引残額

219,050,179円

令和4年度 母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 繰入金		4,938,000
	1 一般会計繰入金	4,938,000
2 繰越金		31,085,000
	1 繰越金	31,085,000
3 諸収入		21,276,000
	1 貸付金元利収入	21,275,000
	2 雑入	1,000
歳 入 合 計		57,299,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
2,974,872	2,974,872	0	0	△1,963,128
2,974,872	2,974,872	0	0	△1,963,128
57,437,480	57,437,480	0	0	26,352,480
57,437,480	57,437,480	0	0	26,352,480
62,884,296	28,119,645	0	34,764,651	6,843,645
62,586,196	28,109,545	0	34,476,651	6,834,545
298,100	10,100	0	288,000	9,100
123,296,648	88,531,997	0	34,764,651	31,232,997

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		27,480,000
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	27,480,000
2 公債費		17,034,000
	1 公債費	500,000
	2 償還金	16,534,000
3 諸支出金		12,785,000
	1 一般会計繰出金	12,785,000
歳 出 合 計		57,299,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
4,823,202	0	22,656,798	22,656,798
4,823,202	0	22,656,798	22,656,798
16,533,366	0	500,634	500,634
0	0	500,000	500,000
16,533,366	0	634	634
12,785,000	0	0	0
12,785,000	0	0	0
34,141,568	0	23,157,432	23,157,432

歳入歳出差引残額

54,390,429円

令和4年度 介護保険事業会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 保険料		6,669,494,000
	1 介護保険料	6,669,494,000
2 手数料		1,000
	1 手数料	1,000
3 国庫支出金		7,550,211,000
	1 国庫負担金	5,368,552,000
	2 国庫補助金	2,181,659,000
4 支払基金交付金		8,203,373,000
	1 支払基金交付金	8,203,373,000
5 県支出金		4,462,370,000
	1 県負担金	4,254,923,000
	2 県補助金	207,447,000
6 財産収入		1,975,000
	1 基金運用収入	1,975,000
7 繰入金		4,772,075,000
	1 一般会計繰入金	4,772,075,000
	2 基金繰入金	0
8 繰越金		478,309,000
	1 繰越金	478,309,000
9 諸収入		74,000
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000
	2 雑入	73,000
歳 入 合 計		32,137,882,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
6,932,460,439	6,763,035,171	55,097,658	116,476,111	93,541,171
6,932,460,439	6,763,035,171	55,097,658	116,476,111	93,541,171
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
7,837,679,579	7,837,679,579	0	0	287,468,579
5,460,046,534	5,460,046,534	0	0	91,494,534
2,377,633,045	2,377,633,045	0	0	195,974,045
8,056,446,000	8,056,446,000	0	0	△146,927,000
8,056,446,000	8,056,446,000	0	0	△146,927,000
4,405,148,619	4,405,148,619	0	0	△57,221,381
4,198,730,993	4,198,730,993	0	0	△56,192,007
206,417,626	206,417,626	0	0	△1,029,374
1,974,574	1,974,574	0	0	△426
1,974,574	1,974,574	0	0	△426
4,647,421,589	4,647,421,589	0	0	△124,653,411
4,647,421,589	4,647,421,589	0	0	△124,653,411
0	0	0	0	0
1,024,405,842	1,024,405,842	0	0	546,096,842
1,024,405,842	1,024,405,842	0	0	546,096,842
19,179,916	19,026,016	0	153,900	18,952,016
616,900	568,000	0	48,900	567,000
18,563,016	18,458,016	0	105,000	18,385,016
32,924,716,558	32,755,137,390	55,097,658	116,630,011	617,255,390

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		354,228,000
	1 総務管理費	354,228,000
2 保険給付費		29,610,708,000
	1 介護サービス等諸費	27,169,346,000
	2 介護予防サービス等諸費	585,802,000
	3 高額介護サービス等費	862,343,000
	4 特定入所者介護サービス等費	955,677,000
	5 その他諸費	37,540,000
3 地域支援事業費		1,361,047,000
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	730,440,000
	2 一般介護予防事業費	36,408,000
	3 包括的支援事業・任意事業費	588,882,000
	4 その他諸費	5,317,000
4 保健福祉事業費		20,560,000
	1 保健福祉事業費	20,560,000
5 基金積立金		601,975,000
	1 基金積立金	601,975,000
6 公債費		1,000,000
	1 公債費	1,000,000
7 諸支出金		178,364,000
	1 償還金及び還付加算金	178,364,000
8 予備費		10,000,000
	1 予備費	10,000,000
歳 出 合 計		32,137,882,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
329,694,800	0	24,533,200	24,533,200
329,694,800	0	24,533,200	24,533,200
29,055,675,218	0	555,032,782	555,032,782
26,713,998,000	0	455,348,000	455,348,000
580,081,912	0	5,720,088	5,720,088
807,879,236	0	54,463,764	54,463,764
916,545,209	0	39,131,791	39,131,791
37,170,861	0	369,139	369,139
1,238,602,275	0	122,444,725	122,444,725
635,269,384	0	95,170,616	95,170,616
34,825,692	0	1,582,308	1,582,308
564,051,111	0	24,830,889	24,830,889
4,456,088	0	860,912	860,912
19,228,472	0	1,331,528	1,331,528
19,228,472	0	1,331,528	1,331,528
601,975,000	0	0	0
601,975,000	0	0	0
763	0	999,237	999,237
763	0	999,237	999,237
177,821,164	0	542,836	542,836
177,821,164	0	542,836	542,836
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
31,422,997,692	0	714,884,308	714,884,308

歳入歳出差引残額 1,332,139,698円

令和4年度 後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 後期高齢者医療保険料		3,134,108,000
	1 後期高齢者医療保険料	3,134,108,000
2 使用料及び手数料		1,000
	1 手数料	1,000
3 繰入金		961,346,000
	1 一般会計繰入金	961,346,000
4 繰越金		12,263,000
	1 繰越金	12,263,000
5 諸収入		10,752,000
	1 延滞金、加算金及び過料	500,000
	2 償還金及び還付加算金	10,200,000
	3 雑入	52,000
歳 入 合 計		4,118,470,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
3,143,917,290	3,106,922,520	3,235,700	36,798,270	△27,185,480
3,143,917,290	3,106,922,520	3,235,700	36,798,270	△27,185,480
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
944,759,643	944,759,643	0	0	△16,586,357
944,759,643	944,759,643	0	0	△16,586,357
54,243,632	54,243,632	0	0	41,980,632
54,243,632	54,243,632	0	0	41,980,632
19,103,172	19,103,172	0	0	8,351,172
537,500	537,500	0	0	37,500
1,927,500	1,927,500	0	0	△8,272,500
16,638,172	16,638,172	0	0	16,586,172
4,162,023,737	4,125,028,967	3,235,700	36,798,270	6,558,967

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		90,388,000
	1 総務管理費	49,074,000
	2 徴収費	41,314,000
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,012,782,000
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,012,782,000
3 公債費		100,000
	1 公債費	100,000
4 諸支出金		10,200,000
	1 償還金及び還付加算金	10,200,000
5 予備費		5,000,000
	1 予備費	5,000,000
歳 出 合 計		4,118,470,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
82,944,364	0	7,443,636	7,443,636
45,551,337	0	3,522,663	3,522,663
37,393,027	0	3,920,973	3,920,973
3,917,991,765	0	94,790,235	94,790,235
3,917,991,765	0	94,790,235	94,790,235
1,057	0	98,943	98,943
1,057	0	98,943	98,943
2,268,400	0	7,931,600	7,931,600
2,268,400	0	7,931,600	7,931,600
0	0	5,000,000	5,000,000
0	0	5,000,000	5,000,000
4,003,205,586	0	115,264,414	115,264,414

歳入歳出差引残額

121,823,381円

秋田市告示第259号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年10月12日

秋田市長 穂積 志

- 1 送達を受けようとする者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和5年）
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和5年 賦課年度令和4年）

秋田市告示第260号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年10月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度第1期および第2期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第261号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年10月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第262号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年10月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和5年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第263号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年10月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼決定通知書

秋田市告示第264号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月13日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

名称	上北手地区コミュニティセンター
所在地	秋田市上北手猿田字四ツ小屋29番地1
対象	洪水、地震
収容人数	42人

秋田市告示第265号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年10月13日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

名称	上北手地区コミュニティセンター
所在地	秋田市上北手猿田字苗代沢37番地1
対象	崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数	85人

秋田市告示第266号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項の規定に基づき、指定避難所の指定を次のとおり取り消したので、同項の規定により告示する。

令和5年10月13日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

名称	上北手地区コミュニティセンター
所在地	秋田市上北手猿田字四ツ小屋29番地1
収容人数	42人

秋田市告示第267号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年10月13日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

名称	上北手地区コミュニティセンター
所在地	秋田市上北手猿田字苗代沢37番地1
収容人数	85人

秋田市告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和5年10月17日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
有限会社やさ しい手秋田	訪問看護 かえりえ 秋田	秋田市川元むつ み町7番13号	令和5年10月15日	訪問看護、 介護予防 訪問看護

秋田市告示第269号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和5年10月18日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
陳 開	地方独立行政法人市立秋田総合病院	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害

秋田市告示第270号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和5年10月18日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の住所および氏名

住所 秋田市中通五丁目1番26号 デザートオブローズ504号

氏名 T E T L O W B R E N D O N A D A M

2 送達する書類

差押調書（謄本） 1通

配当計算書 1通

秋田市教委告示第18号

令和5年10月26日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和5年10月19日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

秋田市教委告示第19号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件

令和5年10月31日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立中学校通学区域表の下北手中学校の表を削り、秋田市立中学校通学区域表の城東中学校の表下北手松崎字の項を削り、同表に次のように加える。

下北手黒川字	新田、黒川、寺田、務沢
下北手桜字	桜谷地、守沢、新桜谷地
下北手寒川字	鍬岱山、五関、寒川、鷗谷地、高森沢、新山、平垣、保戸野沢、宮沢
下北手宝川字	愛ノ沢、姥ケ沢、潤ケ崎、大西ケ沢、種ケ崎、堂ケ下、繁昌田、古館ノ下
下北手通沢字	合ノ沢、内山、上前田、下前田、杉崎、仙戸谷地、滝ノ沢、中前田、元屋敷、山田沢、前田
下北手梨平字	袖ケ沢、梨平、登館、向田
下北手松崎字	家ノ前、碓り、岩瀬、大沢田、大巻、上崎、堤沢、走り崎、前谷地、巻ノ沢、谷崎
下北手柳館字	赤平、碓、賀川、賀川瀉下、瀉頭、瀉ノ沢、細谷沢、前田面、向田、矢瀉、和田、新細谷

附 則

施行期日は、令和6年4月1日とする。

秋市選管告示第36号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定に基づき、令和5年4月23日執行の秋田市議会議員一般選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第192条第1項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

令和5年10月31日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 選挙の種類

令和5年4月23日執行 秋田市議会議員一般選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

候補者1人につき 5,810,300円

3 報告書の要旨

別紙（省略）のとおり

秋田市農委告示第12号

令和5年10月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和5年10月6日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
- 3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 4 農用地利用集積計画（令和5年度第7号計画）に関する件
- 5 非農地証明申請に関する件

秋田市上下水道局告示第11号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項で準用する同法第25条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和5年10月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
山生工業株式会社	圓 城 一 路	秋田市手形田中13番32号	令和10年9月29日
木村設備	木 村 浩 人	大仙市長野字小豆田77番地3	令和10年9月29日
有限会社三浦土木	三 浦 秀 人	由利本荘市矢島町七日町字熊之堂94番地	令和10年9月29日
ライフホームメンテナンスあきた給排水設備	越 後 成 毅	秋田市下北手松崎字家ノ前215番地7	令和10年9月29日
株式会社鹿渡工業	鎌 田 明 徳	能代市浅内字横道34番地4	令和10年9月29日
椿工業	田 仲 均	潟上市昭和大久保字小川向谷地6番地2	令和10年9月29日
エアサプライ	佐 藤 繁 昭	秋田市南ヶ丘二丁目8番3号	令和10年9月29日

太陽設備サービス	三浦英幸	秋田市外旭川字水口42番地1	令和10年9月29日
有限会社マルタプロデュース	児玉武志	秋田市土崎港中央五丁目5番8号	令和10年9月29日
有限会社成金金物店	成田潤哉	能代市二ツ井町字下野家後32番地の3	令和10年9月29日
松岡設備サービス	松岡秀樹	秋田市旭川新藤田西町1番3号	令和10年9月29日
有限会社加藤工業所	加藤正登	秋田市広面字谷内佐渡87番地	令和10年9月29日
有限会社中仙施設工業	柴田義光	大仙市長野字神林160番地	令和10年9月29日
山建開発株式会社	山内智博	秋田市横森五丁目21番9号	令和10年9月29日
有限会社アサヒ技建	船木靖男	潟上市天王字追分101番地62	令和10年9月29日
有限会社貝塚設備工業	貝塚洋	男鹿市船越字八郎谷地1番地23	令和10年9月29日
株式会社伊藤組	伊藤仁	秋田市卸町一丁目4番17号	令和10年9月29日
鈴ヤ工事店	鈴木健	秋田市広面字糠塚99番地3	令和10年9月29日
有限会社田村燃料設備工業	田村哲朗	大仙市北野目字北野目47番地の1	令和10年9月29日
日新水道	大関昭仁	秋田市新屋日吉町28番21-3号	令和10年9月29日
松村水道サービス	松村栄康	秋田市柳田字川崎148番地	令和10年9月29日

株式会社共立設備	小川一彦	由利本荘市土谷字新谷地241番地	令和10年9月29日
株式会社能登谷工務所	能登谷正人	秋田市旭南三丁目3番30号	令和10年9月29日
保坂設備工業	保坂末昭	秋田市雄和椿川字石坂上32番地45	令和10年9月29日
株式会社春日設備	永田公博	秋田市新屋豊町19番47号	令和10年9月29日
吉沢設備	吉澤雄二	秋田市新屋日吉町15番3号	令和10年9月29日
秋田住設サービス	石郷岡則夫	秋田市外旭川字八幡田314番地14	令和10年9月29日
藤田水道工事店	藤田忠雄	秋田市下北手松崎字大巻26番地125	令和10年9月29日
株式会社イースマイル	島村禮孝	大阪府中央区瓦屋町三丁目7番3号 イースマイルビル	令和10年9月29日
石川設備	石川哲	男鹿市船越字前野54番地2	令和10年9月29日

秋田市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者の指定の効力を失ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第3号の規定により告示する。

令和5年10月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	効力が失われた日
有限会社ミウラ 商会	三 浦 廣 巳	大仙市刈和野字愛 宕下174番地4	令和5年9月30日
株式会社永井建 設	永 井 崇	秋田市太平寺庭字 寺庭222番地の1	令和5年9月30日
フジヨシ設備	佐 藤 義 和	秋田市下北手松崎 字大巻26番地174	令和5年9月30日
株式会社寒風	菅 原 廣 悦	男鹿市脇本脇本字 前野1番地1	令和5年9月30日
株式会社LIX ILトータルサ ービス東北支店 秋田営業所	内 山 浩	秋田市土崎港相染 町字浜ナシ山17番 地6	令和5年9月30日
布袋水明社	中 山 英 樹	湯沢市成沢字中ノ 沢5番地21	令和5年9月30日
辻島設備	辻 島 一 文	仙北郡美郷町野中 字押切89番地2	令和5年9月30日

ホーム研設	伊藤謙治	男鹿市船川港船川 字漆畑9番地	令和5年9月30日
有限会社西目配 管施設	佐々木博之	由利本荘市西目町 沼田字新道下2番 地622	令和5年9月30日
有限会社佐文工 業	佐藤文一郎	秋田市太平八田字 上八田160番地5	令和5年9月30日
清和設備	鈴木正助	大仙市鍵見内字館 ノ内143番地	令和5年9月30日
東設	伊藤篤志	男鹿市船川港比詰 字才ノ神28番地4	令和5年9月30日

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和5年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市御所野地蔵田四丁目5番6	雑種地	253.50㎡	7,884,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所6階 会議室6-A
- (2) 入札 令和5年11月10日（金）午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和5年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所

名 称 株式会社ツルハ

代表取締役 八 幡 政 浩

住 所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号

名 称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 永 松 文 彦

住 所 東京都千代田区二番町8番地8

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 （仮称）秋田手形複合商業施設

所在地 秋田県秋田市手形字山崎92番地5外

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所
ならびに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ツルハ

代表取締役 八 幡 政 浩

住 所 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目 1 番21号

名 称 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役 永 松 文 彦

住 所 東京都千代田区二番町 8 番地 8

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6 年 5 月 29 日

(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

1,104.93m²

(6) 駐車場の収容台数

37 台

(7) 駐輪場の収容台数

18 台

(8) 荷さばき施設の面積

53.00m²

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

21.24m³

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

ア 株式会社ツルハ

(ア) 開店時刻 午前 7 時

(イ) 閉店時刻 午前 0 時

イ 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

24 時間

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24 時間

(12) 駐車場の自動車の出入口の数

3 箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間

ア 荷さばき施設① 午前 6 時から午後 9 時まで

イ 荷さばき施設② 24 時間

2 届出年月日

令和5年9月28日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和5年10月4日から令和6年2月6日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和5年12月29日から令和6年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年10月5日

秋田市長 穂 積 志

記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林
別紙（省略）のとおり
- 2 縦覧場所
秋田市産業振興部農地森林整備課
秋田市のホームページ
(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)
- 3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和5年4月20日付け秋田市指令第3880号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年10月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田県横手市赤坂字館ノ下155番地
株式会社サンコーホーム
代表取締役 後 藤 信 樹
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市新屋前野町130番1 および130番2

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、令和5年8月29日付け秋田市指令第6197号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和5年10月24日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市将軍野桂町33番34号

有限会社北久ホーム

代表取締役 吉 田 敬 一

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市外旭川字八幡田225番、226番、227番、228番、229番、403番6、413番2、414番2、415番、416番、417番、700番、701番、226番地先水路、414番2地先水路および415番地先道路

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和5年度第7号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和5年10月26日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 三菱H C キャピタル株式会社

代表取締役 久 井 大 樹

住 所 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

名 称 株式会社伊徳

代表取締役 塚 本 徹

住 所 秋田県大館市清水四丁目4番15号

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 サンデー秋田自衛隊通店・いとく自衛隊通店

所在地 秋田県秋田市土崎港北二丁目17番地14 他5筆

(3) 変更した事項

設置者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 三菱H C キャピタル株式会社

代表取締役 柳 井 隆 博
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
株式会社伊徳

代表取締役 塚 本 徹
秋田県大館市清水四丁目4番15号

変更後 三菱H Cキャピタル株式会社
代表取締役 久 井 大 樹
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
株式会社伊徳
代表取締役 塚 本 徹
秋田県大館市清水四丁目4番15号

(4) 変更年月日

令和5年4月1日

(5) 変更理由

代表者氏名変更のため

2 届出年月日

令和5年10月18日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和5年10月26日から令和6年2月26日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和5年12月29日から令和6年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

令和5年10月27日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画事業の種類および名称

秋田都市計画道路事業

3・3・72号 泉外旭川線

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部道路建設課